



広報

驚の湯とキリスト伝説の里、青森県新郷村

しんごう

2023年
令和5年
7月号

No.328



今月の話題 新郷中学校職場体験 P2

- 新郷ぐるっと歴史たび P3
- 新郷村議会だより P4-P7
- 令和5年度合併浄化槽設置補助金のご案内 P9
- 令和5年度新郷村戦没者追悼式開催について P12

新郷中学校職場体験

撮影場所：しんごう保育園

働くことを 身近に

— 新郷中学校職業体験 —

新郷中学校では、7月5日、6日の2日間にわたり職場体験学習を行いました。

1年生は、農業体験として青森農産(株)でニンニク掘りを、2年生は村内外の各事業所で様々な職種を、3年生は介護老人保健施設しんごうとしんごう保育園で福祉と保育を体験しました。

生徒たちは受け入れ先の事業所で「大切なのは、あいさつ、元氣よく返事をしようね」とマナーを学んだり「生徒たちは素直で指示したことをすぐにやってくれる。覚えるのが早くて驚いた」と一生懸命に取り組む姿を見せました。

職場体験 受け入れ事業所等

- 青森農産(株)
- 二財新郷村ふるさと活性化公社
- (有)平葎建設
- ヤマザキYショップ
- (株)村下建設工業
- (株)ローソン 五戸倉石店
- (有)マツオスポーツ
- 五戸町図書館
- 新郷小学校
- (有)赤石林業
- 介護老人保健施設しんごうしんごう保育園

青森農産(株)



(株)ローソン



五戸町図書館



村ふるさと活性化公社



ヤマザキYショップ



しんごう保育園



子

どもたちとトントん相撲をしました。小さい子たちに説明をするのが難しく、ゆっくりやり取りをしました。遊ぶうちに園児たちの緊張もほぐれて、楽しく遊ぶことができました。



佐藤 真理乃さん

保

保育園で子どもと塗り絵をしました。体験に来る前は、子どもが泣いてしまわないか不安もありましたが、楽しんで笑ってくれた姿を見て安心しました。子どもたちと一緒に楽しめる遊びができてうれしかったです！



佐藤 羽瑠斗さん

第3回新郷村長杯
グラウンド・ゴルフ交流大会



6月18日、第3回新郷村長杯グラウンド・ゴルフ交流大会が行われました。

グラウンド・ゴルフはホールポストを狙ってクラブでボールを転がし、打数の少なさを競います。

本大会は、村グラウンド・ゴルフ協会（小笠原敏彦会長）が主催し、村内外から330名の参加者が集まりました。

大会当日は晴天に恵まれ、参加者たちは「うまい、いい振りだね」と、声をかけながら生き生きとプレーをしていました。



会長 小笠原 敏彦

多 多くの参加者が盛り上げてくれた。みなさんの声を聞いていると大会開催にあたって目標にしていた「楽しむこと」が達成されていてとてもうれしいです。これからも継続していきたいですね。



激励する 櫻井村長

自 然に囲まれた木の多いグラウンド・ゴルフ場はなかなかないと思います。その中で楽しんで満喫してほしいです。

健康寿命延伸と短命県返上を皆さんとともにしていきたいです。



村の魅力を確認！
「新郷ぐるつと歴史たび」



せせらぎ学級と共催で村生活改善推進協議会が主催したバスツアーが6月22日、「新郷ぐるつと歴史たび」と題し開催されました。

講師は永野範英氏（村観光協会）が務め、村の歴史について軽妙な語り口で参加者を大いに沸かせました。

コースは戸来三嶽神社からスタートし、キリストの墓、大石神ピラミッド、間木ノ平グリーンパークを巡り、村観光地の魅力を再確認しました。

間木ノ平グリーンパークでは、角岸秀伸氏（ふるさと活性化公社）からオートキャンプ場やコテージなど、改修した施設の説明を交えながら園内を巡りました。

参加者らは「村に住んでいるが初めて来た」、「また訪れてみたい」とバスツアーは大盛況でした。

新郷村議会だより

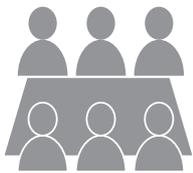
～令和5年6月定例会(6月5日～9日)～

新郷村議会の定例会は3月、6月、9月、12月と年4回開催されます。また、3月には予算特別委員会、9月には決算特別委員会が開かれ、村の財源について活発に議論されます。

令和5年6月定例会日程
6月5日 開会
6月6日 常任委員会
6月7日 議案熟考
6月8日 一般質問
6月9日 議案審議

令和5年第2回新郷村議定例会が6月5日から6月9日の5日間の会期で開催されました。本会議では議案10件が審議され、全て同意・可決されました。

本定例会の中から8日の一般質問の内容を掲載いたします。



一般質問

6月8日に4名の議員が一般質問を行いました。

★一般質問とは

議員が村の施策の状況や方針などについて、報告、説明を求めたり質問すること

一 永野 範英 議員



質問① 村内観光施設の立木管理について

全国各地の観光地において、倒木による事故等が発生している。4月16日には、神奈川県のカンパ場で、木がテントを直撃し、中にいた夫婦のうち妻が死亡し、夫は大けがをしたという事故が発生した。

これから当村も本格的に観光シーズンを迎えるが、安心安全に観光・キャンプを体験していただくため、立木管理について

の点検、安全対策について伺いたい。

答弁 櫻井村長

現在の状況として、令和3年度の冬季休園中に、倒木によりバンガローの屋根が壊れた事例があった。今年の4月には、菅場のみずばしょうの遊歩道で枯木を発見し、翌日には伐採を行ったりしたように、発見したときは速やかな危険除去に努めている。

今後、観光客に倒木等によるけが等が無いよう、監視を随時行っていくほか、看板を設置し観光客へ注意喚起を行い、安全管理の強化に努めていきたい。

質問② 森林クラウドシステムの事業内容とその効果について

県は今年4月から森林クラウドシステムの運用を始め、県や市町村が組織ごとに管理していた森林情報を一元化し各種申請や計画策定の効率化を図るとしている。村での導入による効果等について伺いたい。

答弁 櫻井村長

導入には森林レーザーによる解析資料が必要で、作成には多額の経費がかかる。また、個人情報も含まれているため別途保護に関する契約も必要となる。そのため、当村はまだ参加にいたっていない。

二 滝沢 仁 議員



質問 鳥獣被害防止対策について

1. イノシシや熊、ニホンジカ等の目撃情報や捕獲頭数は。

目撃情報は、イノシシが8

回、熊が12回、ニホンジカが7回。捕獲頭数は、イノシシが0頭、熊が4頭、ニホンジカが2頭となっている。

2. 鳥獣被害防止対策の進捗状況は。

答弁 櫻井村長

12月にICTを活用した捕獲業務としてイノシシを対象にドローンによる調査を行い、12月から2月にかけて計5回、巻狩りを実施した。

また、八戸圏域連携中核都市圏市町村長会議で鳥獣被害防止対策について、広域対策をするべきだと提案している。

再質問 今年、水田等で大変な被害が出て、田を植えることを断念した農家がいる。被害の実態把握はできているのか。

答弁 櫻井村長

被害について、水稲に関してはなかなか情報はいってこないが、長い関係の被害が多いということはある程度把握している。

三 稲葉 嘉浩 議員



質問 令和3年度に実施された間木ノ平グリーンパーク施設設備等整備事業について

1. テニスコート、3人制バスケットコート、コテージそれぞれの改修工事及び設置工事にかかった金額並びにその財源は。

答弁 櫻井村長

テニスコートの改修費は、2650万円、バスケットコートの建設費は1760万円、コテージの設置費は1320万円です。いずれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当している。

2. テニスコート、3人制バスケットコート、コテージそれぞれの利用状況及び売上額は。

答弁 櫻井村長

テニスコートが1119人、

11万9千円、バスケットコートが1119人、5万9500円、コテージが27人、32万4千円となっている。

3. これら3施設につき今後の見通しは。

答弁 櫻井村長

今後は高校の遠足の予約や好調な冬キャンプの利用者も徐々が増えていくことを期待している。これらを軸に広域観光を進めることや、ふるさと祭り等イベントの開催により集客を図っていききたい。

四 才神 幸男 議員



質問 村のスポーツ推進について

1. 学校を含む村内スポーツ施設の維持管理について。

答弁 教育長

現在の施設設備の状況は、屋内施設の体育館・公民館等については学校の部活動・スポーツ少年団の活動や地域スポーツの活動拠点として活用しており、屋外施設については業者委託による整備を行っている。

2. 今後私はスポーツをもっと普及させるべきではないかと考えるが村長の考えは。

答弁 櫻井村長

コロナ禍によりスポーツする機会が減ってはおりましたが、意欲的にスポーツ人口が落ち

ているように感じてもらえず、限られている人数でのスポーツ振興には積極的に取り組んでいる。

今後、誰でも参加できるスポーツ推進にも取り組み、体の健康はもとより心の健康も含め、村民のスポーツを通して健康、融和のため交流を深めていきたい。

再質問 学校の部活の中で単独ではできないスポーツもあるが、どのような対応をとっているのか。

答弁 教育長

小学校の場合、ヤング五戸の野球チームや倉石のミニバスに入っている子どももあり、学校独自では郡の陸上大会など臨時的にできるものについては全員参加している。

中学校は他校との合同チームに出ている子どももいれば、学校で部活をやっている場合もある。



間木ノ平グリーンパークの3人制バスケットコート

令和5年第1回議会臨時会

令和5年5月9日、1日間の会期で第1回議会臨時会が開催されました。議案6件、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「令和4年度新郷村一般会計補正予算(第9号)」などの専決事項5件、「みずばしょう号購入契約の締結について」が審議され、全て承認・可決されました。

議会活動報告

五戸地区議会議員協議会 定時総会及び研修会

令和5年4月25日、アピル五戸にて五戸地区議会議員協議会定時総会及び研修会が開催され、村議会議員8名が参加しました。
研修会では五戸町役場介護支援課地域包括支援センターの職員が「認知症サポーター養成講座」と題して講演。認知症の方の行動や対応方法、

考え方などを知る良い研修となりました。



町村議会議長・副議長 研修会

令和5年5月23日から24日、東京都にて町村議会議長・副議長研修会が開催され、福山議長と横道副議長が参加しました。

研修会では行政・住民のデジタル活用や地方議会のハラスメントなどについて講演があり、町村議会の課題について勉強となる研修会となりました。

令和5年度 町村議会議長・副議長研修会

1	13:05-14:05 「町村議会の課題と今後の展望について」 大正大学社会学部社会学部教授 江藤 俊昭 氏
2	14:20-15:20 「町村こそデジタルを - 自治体のデジタル活用編 -」 WPI沼津大学ロード・トランスポート学部長 若宮 正子 氏
3	15:35-16:25 「地方議会とハラスメント」 朝日新聞社コンテンツ編集本部長 三島 あずさ 氏

令和5年度町村議会議長・副議長研修会

委員会活動報告

新郷村議会議員は議会閉会中に各委員会の分野において研修・調査等を行っています。

総務常任委員会

所管事務事業調査報告

令和5年3月28日、総務常任委員会の村岡委員長、稲葉副委員長、才神委員、福山委員は新郷小学校の体育館屋根及び外壁改修工事等の完了調査、新郷中学校エアコン設置等完了調査を実施しました。

新郷小学校体育館は、老朽化が著しい屋根や外壁、また照明器具等を国庫補助金を活用し改修。これにより安全な校内活動及び運動教育ができるようになりました。
新郷中学校のエアコン設置工事は令和2年度に地方創生臨時交付金を活用して実施。盛夏に熱中症になる生徒の減少や、学習効率の向上に繋がっているとのことでした。



産業建設常任委員会

所管事務事業調査報告

令和5年6月6日、産業建設常任委員会の細川委員長、永野副委員長、滝沢委員、横

道委員は、県営ふるさと新郷地区中山間総合整備事業及び道路メンテナンス個別補助事業の現地調査を実施しました。
戸来字小沢平地区の農道の延長・整備に係る事業、また、上柘棚橋の劣化に伴う補修工事ほか2箇所現場を調査しました。



議会組織変更

この度、議長の退任に伴い新たに議長・副議長が就任しました。それに伴い各委員会も変更となりました。

○新議長

横道 一男



新議長就任あいさつ

6月9日付で議長になりました。横道一男です。なにごん不慣れなもので皆様のご指導・ご協力のもと議会運営を進めてまいりたいと思っております。

私は常に中立であり、皆様のご意見を聞いて、公平な立場で議会を運営していきたいと考えております。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

新副議長に細川真理子議員、新産業建設常任委員長に永野範英委員が就任しました。

○新副議長

細川 真理子



○新産業建設常任委員長

永野 範英



新しい組織・委員会については下記のとおりです。

いずれも6月9日付での就任・変更になります。

※令和5年6月9日現在

○新郷村議会

議長：横道 一男 副議長：細川 真理子
議員：福山 恵一郎 滝沢 仁 村岡 和俊 才神 幸男 永野 範英 稲葉 嘉浩

○総務常任委員会

委員長：村岡 和俊 副委員長：稲葉 嘉浩
委員：福山 恵一郎 才神 幸男

総務、厚生、財政、教育に関する事務、並びに他の常任委員会の所属に属さない事項を担当

○産業建設常任委員会

委員長：永野 範英 副委員長：滝沢 仁
委員：細川 真理子 横道 一男

農林、商工、公有林野、土木建築に関する事項を担当

○議会運営委員会

委員長：滝沢 仁 副委員長：才神 幸男
委員：福山 恵一郎 村岡 和俊 永野 範英 稲葉 嘉浩

会期日程等、議会の運営に関する事項、及び議長の諮問に関する事項を担当

議会の傍聴

議会開会中はどなたでも自由に傍聴することができます。次の議会は9月予定です。日程の詳細は決定次第ホームページに掲載いたしますので、ぜひお越しください。

左記QRコードを読み取ることで議会の内容が記録されている『会議録』をご覧になれます。今号の内容については3ヶ月後に掲載いたします。



次回の議会だよりの掲載は令和5年10月を予定しております。

編集委員

委員長 滝沢 仁
副委員長 才神 幸男
委員 永野 範英
委員 稲葉 嘉浩

第73回社会を明るくする運動



“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。令和5年度73回目を迎えました。

7月5日、社会を明るくする運動のメッセージ伝達式が役場庁舎前で行われ、式には八戸地区保護司会会長や、五戸地区更生保護女性会会長など約50名が立ち合いました。

八戸地区保護司会五戸分会会長村松大栄氏が内閣総理大臣のメッセージを読み上げ、手渡しました。

地域清掃活動「笑志」



6月24日、新郷村青年団「笑志」(佐藤拓也会長)がクリーンウォークを実施しました。クリーンウォークは地域貢献活動の一環として行われ、年に2回実施しています。

13時に会員10名が役場に集合し佐藤会長が「水分補給をしっかりとし、ゴミを拾いましょう」とあいさつ。

2班に分かれてスタートし、2時間かけてゴールの新郷温泉館に向かい、道端に落ちているたばこの吸い殻や、空き缶などを拾いました。

今月の新郷俳句会

晴れた日に衣更して
手足伸び 佐藤直子

手に取って思いに耽る
衣更え 佐藤章一

衣更白さめだつや
街の中 畑山敏則

衣更え明るい色を
好きになり 鹿島千恵子

衣更え僧の袂の
眩しかり 金沢福笑

衣更え夏用と記す
段ボール 福山昭子

衣更え一度も着ない
服しまう 鹿島恵美子

少女らの白いセーラー
衣更え 戸来れい子

食中毒の発生しやすい季節です。ご注意を！～家庭でできる食中毒予防のポイント～

梅雨の時期から夏にかけては、食中毒に注意が必要な季節です。食中毒は、飲食店等だけでなく家庭でも発生しています。調理の際は、次のことに注意しましょう。

1. 冷蔵や冷凍が必要な食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。
2. 調理を始める時、生の肉・魚・卵を触った時、トイレに行った時、食事を食べる前などには、手を洗いましょう。
3. 加熱調理する食品は、中心部まで十分に加熱しましょう(75℃1分以上)。
4. 肉・内臓を生で食べると、食中毒を起こす危険があります。生食用の肉以外は、生で食べることを避けてください。

問い合わせ 三戸地方保健所 TEL 0178-27-5111(代)

国民健康保険加入のみなさまへ… 被保険者証が更新されます

現在使用している被保険者証は令和5年7月31日で有効期限を迎えますので、8月から使用する被保険者証を7月下旬に送付します。

現在の被保険者証は桃色ですが、8月からは薄橙色に変更になります。

○被保険者証の有効期限について

有効期限は、令和5年8月1日から令和6年7月31日までとなります。

この間に75歳到達により、後期高齢者医療に移行する方は、誕生日の前日までが有効期間となります。

○高齢受給者証について

新郷村では、70歳以上の被保険者には被保険者証と高齢受給者証(所得により2割又は3割負担となる証明書)が一体化された**被保険者証兼高齢受給者証**を交付します。窓口負担割合が記載されていますのでご確認ください。

〈国保世帯主へのおねがい〉

国保被保険者が社会保険など他の健康保険に加入した場合には、必ず住民課窓口において国民健康保険の資格喪失届と被保険者証の返還を行ってください。

届出には、他の健康保険に加入したことを証明する証明書または通知書、資格喪失する被保険者のマイナンバー、印鑑、身分証明となるものが必要になります。

問い合わせ 役場住民課 国保係 TEL 78-2111

令和5年度合併浄化槽設置補助金のご案内

新郷村では、下水道整備区域以外の生活排水対策として、合併浄化槽の設置を推進しています。合併浄化槽は、トイレだけでなく、台所やお風呂などの雑排水も処理することで、水路や川の汚れを防ぎ、快適な生活環境・農地水環境づくりに役立ちます。

補助制度を活用し、合併浄化槽の設置をしましょう。

●補助金の対象区域

- ・戸来地区：公共下水道以外の区域
- ・西越地区：農業集落排水以外の区域

●補助金の対象者

- ・一般住宅(新築・増改築含む)に合併浄化槽を設置する方。
- ・村税等を滞納していない方。

●補助金の額・予定基数

人槽区分	補助限度額	予定基数
7人槽(130㎡を超える住宅)	735,000円	2基

- ・設置費用の2/3が上表の額に満たない場合は、その額となります。
- ・工事着工前の申請になります。工事着工後の申請はできません。
- ・先着順で受付し、予定数になり次第受付は終了となります。

問い合わせ 役場建設課 TEL 78-2111

しょうぼう情報

◆◆◆ 五戸消防署西分遣所からのお知らせ ◆◆◆

ルールを守って楽しい夏休み

花火は夏の身近な風物詩です。しかし、遊び方を間違えると火災や怪我の原因になります。子供に花火遊びをさせるときには、次のことに注意しましょう！

- ・子供だけで遊ばせず、大人が付き添いましょう。
- ・使用方法や注意書をよく読んでから遊ばせましょう。
- ・水バケツ等を必ず用意し、後始末をさせましょう。
- ・迷惑にならない時間と場所を選び、夜遅くまで遊ばせないようにしましょう。
- ・風の強いときは遊ばせないようにしましょう。
- ・人や家に向けさせないようにしましょう。
- ・燃えやすい物のそばで遊ばせないようにしましょう。

お盆を迎えるにあたっては、次のことに注意しましょう！

- ・迎え火、送り火の後始末を必ず行いましょう。
- ・仏壇の灯明はつけっぱなしにせず、周囲に燃えやすい物を置かないようにしましょう。

消防に関する問い合わせは五戸消防署西分遣所まで TEL 78-2119

住宅用火災警報器の設置について

火災の逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置しましょう。設置済みの場合は、定期的に作動確認をしましょう。

また、設置から10年以上経過している場合には、電池切れなどにより正常に作動しないことがありますので、10年を目安に新しいものに交換しましょう。

住宅用火災警報器の詳細については、八戸広域消防本部のホームページでご確認ください。

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/section/koiki/shobo/>

問い合わせ

八戸広域消防本部予防課 TEL 0178-44-2133
五戸消防署西分遣所 TEL 0178-78-2119

聞き逃したと思ったら…

防災無線電話応答サービスをご利用ください

TEL 0178-78-2506

防災無線で流れた放送の内容を、自動電話応答サービスで聞き直すことができます。

〈操作手順〉

1. 電話をかけると『再生する放送の種別を選んでください。』と操作ガイダンスが流れます。
2. ①①# (全ての放送を再生する)を入力

操作ガイダンスの途中でも操作することができます。ただし、緊急放送(火災等)は聞くことができませんのでご了承ください。また、放送から24時間経過した放送は確認できません。 役場総務課

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

1. 「被保険者証」の更新

被保険者証をお持ちの方に、8月から使用する新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。

※令和4年中の所得状況によって、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。

お手元に届きましたら、記載内容をご確認ください。期限の切れた被保険者証は破棄するかお住いの市町村窓口へ返還してください。

2. 「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の更新

被保険者で住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時には食事代が減額されます。

また、被保険者で同じ世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる方は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

現在これらの認定証を交付されている方で、所得状況等によって引き続き認定される方には、8月から使用する新しい認定証を7月下旬に郵送します。更新手続きの必要はありません。

新たにこれら認定証の交付を希望する方は、被保険者証と印鑑、個人番号がわかるもの（通知カードまたは個人番号カード）を持参の上、市町村窓口で手続きしてください。

3. 令和5年度の保険料

(1) 令和5年度保険料について

均等割額 [被保険者全員が納める額]	+	所得割額 [所得に応じて納める額]	=	保険料額 (限度額66万円)
44,400円		基礎控除後の所得(※1)×8.80%		

◎均等割額はこれまでと変わりません。

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額です。

(2) 令和5年度保険料の軽減措置について

◆所得が低い方の軽減

- ・同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和5年度は次のとおりとなります。

世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下	7割
43万円+(29万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下	5割
43万円+(53.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下	2割

※2 給与所得者等(給与所得を有する者、または公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる世帯に適用)

◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ・後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。
- ・所得割額の負担はありません。

◎被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

◎世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減(7割軽減)が受けられます。

4. 保険料の減免等

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがありますので、お住まいの市町村の徴収等担当窓口へお早めにご相談ください。

個人事業税について

個人事業税は、物品販売業、請負業、不動産貸付業、医業、理容業などの事業を営む個人の方に、前年中の所得をもとに課税される県の税金です。

8月中旬に送付される納税通知書により、原則として8月と11月の二期に分けて納めていただきます。

今年度の第一期分の納期限は8月31日(木)です。期限までにお近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

※詳しくは、県庁ホームページの検索キーワードに「個人事業税」を入力してください。

問い合わせ 三八地域県民局県税部 課税第一課
TEL 0178-27-5111(内208)

働き方改革の取組みにかかる 相談・支援の実施について

八戸労働基準監督署では働き方改革に取組む事業主や労務管理担当者等からの労働基準法の改正内容等のご相談を窓口・電話で受け付けています。

また、ご希望に応じ、会社に訪問して説明することも可能です。

時間外労働の上限規制、年次有給休暇の年5日取得義務、その他関連法令の内容等についてお知りになりたい事業主等の皆様は、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

八戸労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー
TEL 0178-46-3311

アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします ～全国のアイヌの方々のための電話相談を行っています～

公益財団法人 人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しております。嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。お気軽にご相談ください。

- 相談は無料です。
- 匿名でもかまいません。
- 秘密は厳守します。

受付：月曜日～金曜日(※祝日、12月29日～1月3日を除く)

時間：午後9時～午後5時

相談専用電話：アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル

0120-771-208

※来訪によるご相談もお受けします。月曜日～金曜日 午後1時～午後5時(要予約)

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

〒105-0012

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル 4階

FAX 03-5777-1803

URL <http://www.jinken.or.jp/>

◆本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです。

8月

暮らしと電気安全

8月は「電気使用安全月間」です。

夏は肌の露出が多くなり汗もかくことから、電気が流れやすくなります。

また、暑さにより注意力が散漫になりがちのため、感電事故が多くなる傾向にあります。

そこで、経済産業省では、毎年8月を「電気使用安全月間」と定め、関係団体の協力のもと電気に関する安全運動を展開し、広く電気事故防止を呼び掛けています。電気安全に心がけましょう。

8月

濡れた手でコンセントやプラグに触れるのはやめましょう。



年金だより

学生納付特例制度のご案内

国民年金の第1号被保険者である各種学校等の学生・生徒については、本人の前年の所得が一定額以下である人は申請することにより保険料納付が猶予されます。

申請をして承認されると、

- ①学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金または遺族基礎年金を受け取ることができます。
- ②学生納付特例期間は、将来老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されない期間となります。(学生納付特例期間については、10年前にさかのぼって保険料を追納することができます)

猶予される期間は4月から3月の一年間です。申請は毎年必要ですので忘れずに手続きしましょう。

問い合わせ

役場住民課 TEL 78-2111
日本年金機構八戸年金事務所 TEL 44-1742(自動音声)

「わたしと年金」エッセイ募集！ ～世代を超える。今だからこそ、伝えたい。～

〈応募締切〉

令和5年9月8日(金)消印有効

〈応募要項〉

- ・公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。
- ・日本語で1,000～2,000文字程度。
- ・作品用紙の裏に、氏名、ふりがな、年齢、住所、電話番号、職業または所属(会社名、学校名等)を明記してください。
- ・内容は応募者本人が搜索したもので、未発表のものに限ります。(応募作品は返却しません)

〈発表〉

受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する(11月下旬予定)他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。

受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。

受賞者の氏名、年代、住所地の都道府県を公表します。

〈賞〉

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選賞状の授与並びに記念品を贈呈します。

〈応募資格〉

中学生以上の方

〈提出先と問い合わせ〉

日本年金機構 相談・サービス推進部
情報提供推進グループ わたしと年金 担当
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
TEL 03-5344-1100(代表)
※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

新郷村国保診療所 休診のお知らせ

令和5年8月11日(金)から令和5年8月17日(木)までの7日間は、医師不在等のため、休診させていただきますので、御了承願います。

新郷村国保診療所 電話 78-3111

消防職員採用試験

令和5年度消防職員採用試験を行います。

採用予定人員 消防士(A)[大学卒] 2名程度
消防士(B)[短大卒・高校卒] 3名程度

試験日 令和5年9月17日(日)

受験申込期間 令和5年7月24日(月)から
令和5年8月14日(月)まで

受験資格等詳細については、八戸消防本部総務課へお問い合わせください。

電話 0178-44-2132

ホームページ

<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/koiki/shobo/>



法人の設立・異動の届出はお忘れなく

次の場合には、県税部に届出書の提出が必要となります。

1. 法人を設立したとき
2. 法人を解散・清算したとき
3. 「法人の所在地、名称、代表者、資本金、事業年度等」に異動が生じたとき

届出書の用紙は、県税部に備え付けていますが、県ホームページからもダウンロードしてご利用いただけます。

なお、添付書類等の詳細については、県税部までお問い合わせください。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

問い合わせ 三八地域県民局県税部 課税第一課
TEL 0178-27-5111(内208)

令和5年度新郷村戦没者追悼式開催について

終戦から78年が経過する本年「戦没者追悼式」を開催します。追悼式には、どなたでも参列することができます。参列希望者は、7月28日(金)までに役場厚生課までご連絡ください。戦没者の英霊を慰め、世界の恒久平和を祈念しましょう。

日時: 令和5年8月8日(火)

時間: 午前10時から

場所: 都市農村交流センター「美郷館」

内容: 黙祷、献花など

服装: 自由(平服など)

問い合わせ 役場厚生課 TEL 61-7555

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

●児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。次のいずれかに該当する父(母)と生計を同じくしていない児童を養育している母(父)または養育者に対し、子どもが18歳に達した年度末(子どもに中度の障害があるときは20歳)まで支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が政令で定める障害の状態である児童(国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級程度)
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・父母ともに不明である児童
- ・その他(棄児・孤児など)など

●特別児童扶養手当とは

日本国内に住所があり、精神又は身体に中度以上の障害を有する児童を監護している父または母、もしくは父母にかわって児童を養育している人で、県が認定した人にこの手当が支給されます。

※いずれも支給には一定の条件があります。詳しくはご相談ください。

●受給者の皆様へ

現在児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は**8月が更新時期**となっています。忘れずに役場住民課で手続きを行ってください。

問い合わせ 役場住民課 TEL 78-2111

消費税のインボイス制度 説明会開催のお知らせ

制度の概要や留意点について、次の日程により説明会を開催します。

なお、説明会終了後に登録要否相談会を実施します。

開催日時 8月24日(木)
①午前10時～11時
②午後2時～3時
(②は消費税の仕組みから知りたい方向け)

開催場所 八戸税務署
2階 第一会議室

定員 各40名

参加方法 8月17日(木)までに電話予約

問い合わせ 八戸税務署 法人課税第一部門
TEL 43-0145

8月～10月 「労働委員会委員による労働相談会」

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題(解雇・賃金引き下げ・長時間労働・パワハラなど)について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

1. 開催日時及び場所

開催日	時間	場所
8月1日(火)	午後1時30分～3時30分	青森県労働委員会 (東奥日報新町ビル4階)
9月5日(火)	午後1時30分～3時30分	
9月24日(日)	午前10時～12時	
10月3日(火)	午後1時30分～3時30分	
10月15日(日)	午前10時～12時	弘前市総合学習センター (弘前市)
10月22日(日)	午前10時～12時	ユートリー(八戸市)
10月29日(日)	午前10時～12時	青森県労働委員会 (東奥日報新町ビル4階)

2. 対象者 県内の労働者・事業主

3. 対応者 青森県労働委員会委員

青森県労働委員会とは
青森県の行政機関の一つ。労働問題について専門的知識を持つ、公益委員(弁護士等)労働者委員(労働組合役員等)使用者委員(会社経営者等)で構成されており、中立、公正な立場で労働問題を解決する。

4. その他 ・費用無料、秘密厳守
・随時受付(予約優先)

5. 問い合わせ 青森県労働委員会事務局
TEL 017-734-9832
FAX 017-734-8311

6. リンク <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/roi/roi-sodankai.html>

村営住宅入居者募集

村営住宅では次のとおり入居者を募集します。

◇団地名(募集戸数)

▽大久保団地(3戸)
戸来字大久保96-1

◇家賃

新郷村営住宅管理条例により算定した額

◇入居基準

1. 村内に住所を有すること
2. 所得税、村税を滞納していないこと
3. 申込者及び同居人が反社会的勢力でないこと など

●随時受付けています。

問い合わせ 役場建設課 TEL 78-2111

むらのガイド

2023年
葉月 はづき
August

8月

人の動き

男 1,071人 (-2人)
女 1,090人 (-7人)
計 2,161人 (-9人)
世帯数891世帯(-6世帯)
(令和5年6月末現在)



こんにちは！赤ちゃんで～す

やちむら さくく
谷地村 朔 来くん
R4・4・3生
(地区) 西越
(パパ) 正史
(ママ) 知未
パパとママのねがい
人にやさしく、元気に!!



ごみは収集日の朝8時までに出してください。生ごみの水切りにご協力を。ごみの減量とリサイクルに取り組みましょう。

温泉営業日：新郷温泉館…月・火・木・金・土・日 野沢温泉…水・土・日 営業時間：午前9時～午後9時(通年)

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3 燃えるごみ収集日 特定健診(～4日)	4 資源ごみ収集日 (ペットボトル等2品目) 人権相談所	5
6	7 燃えるごみ収集日 粗大ごみ収集受付 (～14日) 特定健診(～8日)	8 新郷村戦没者追悼式	9 障がい者出張相談 (要予約)	10 燃えるごみ収集日 特定健診	11 山の日 資源ごみ収集日 (新聞紙等5品目)	12 診療所休診
13	14 燃えるごみ収集日	15	16	17 燃えるごみ収集日	18 資源ごみ収集日 (ビン・ペットボトル等2品目) 特定健診	19
20	21 燃えるごみ収集日 粗大ごみ収集日 特定健診(～22日)	22 燃えないごみ収集日	23	24 燃えるごみ収集日 特定健診(～25日)	25 資源ごみ収集日(缶) 3・4歳児健診	26
27	28 燃えるごみ収集日 特定健診(～29日)	29	30	31 燃えるごみ収集日 特定健診 村民税第2期納期限 固定資産税第2期納期限	1	2

ぼくとわたしの絵 351 しんごう保育園



おかあま ののあ
岡沼 希ノ杏さん(さくら組)
イーブイとピカチュウと私で
一緒に鬼ごっこをしているよ！
鬼はピカチュウ！ここまでおい
で～！



くどう あかお
工藤 紅音さん(さくら組)
ミツリちゃんとイグロさんと
シノブさんと私と一緒に手を
つないでいるところを描きま
した！鬼滅大好き～♡



各種相談

村民相談
毎週月曜・木曜
午前9時～午後4時
(山村開発センター)

人権相談所
8月4日
午前9時～正午
(山村開発センター)

障がい者出張相談
8月9日 ※要予約制
TEL61-7555
(総合福祉センター)